

## 愛知県指定管理者等選定委員会開催要綱

### (趣 旨)

第1条 指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年7月8日愛知県条例第52号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、指定管理者の公募を実施する公の施設（以下「公募施設」という。）の指定管理者又は愛知県ネーミングライツ導入ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第9項第5号の規定に基づき、ネーミングライツを公募する施設のネーミングライツパートナーの候補の選定を公平かつ適正に行うため、愛知県指定管理者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、公募施設の指定管理者の候補又はネーミングライツパートナーの候補の選定に関する事務を所掌する。

2 公募施設の事業評価結果に対する評価・検証に関する事務を所掌する。

### (選定委員会の構成)

第3条 選定委員会は、知事が依頼する有識者等により構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (座長等)

第4条 選定委員会には、座長を置く。

2 座長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 座長は、委員の互選により選出する。

4 座長に事故があるときは、他の委員の中から互選で座長代理を選出する。

### (会 議)

第5条 選定委員会は、座長が招集する。

2 選定委員会は、緊急を要する場合は、文書の持ち回りによって行うことができる。

### (会議等の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより選定委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、選定委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録及び会議資料は5年間保存とする。

### (選 定)

第7条 選定委員会は、条例第3条第1項及び第2項の規定に基づき申請した者又はガイドライン第9項の規定に基づく公募に応じた者の中から、施設を所管する部署が別に設置する指定管理者等審査会が行った審査結果を踏まえ、総合的な視点から指定管理者又はネーミングライツパートナーの候補を選定するものとする。

### (雑 則)

第8条 選定委員会の庶務は、総務局総務部総務課において行う。

2 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年10月16日から施行する。

この要綱は、平成22年 5月28日から施行する。

この要綱は、平成23年 9月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 6月 8日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成25年10月16日から施行する。

(任期满了日の変更に伴う経過措置)

2 平成25年10月16日を任期の始期とする委員に関する任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。